

一般社団法人こども未来教育協議会 会員規約

この会員規約(以下、「本規約」という)は、一般社団法人こども未来教育協議会(以下、「当法人」という)と、当法人の会員(以下、「会員」という)との関係に適用し、また会員の心得、規範を明確にしている。当法人では、入会の申込をいただいた時点で、本規約を承認したとみなす。

第1章 総則

第1条 (目的)

当法人は、会員との間に本規約を定め、これにより当法人の運営を行う。

第2条 (会員規約の変更)

当法人は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決による承認を経て、本規約を変更することがある。

第3条 (会員)

当法人の会員は、次の各号に掲げる種別とし、このうち企業会員及び賛助会員を正会員とし、一般会員(法人)及び一般会員(個人)を準会員とする。当法人の正会員を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- 1) 企業会員：当法人の事業に賛同して入会した教科書発行事業又は教育関連事業を行う団体
 - 2) 賛助会員：当法人の事業を支援・賛助するため入会した団体
 - 3) 一般会員(法人)：当法人の事業を賛助するため入会した団体
 - 4) 一般会員(個人)：当法人の事業を賛助するため入会した個人
- 2 企業会員、賛助会員、一般会員(法人)及び一般会員(個人)の詳細については、理事会において別に定める細則による。

第2章 入会と退会

第4条 (入会)

当法人の正会員になろうとするものは、入会申込書を当法人に提出し、理事会の承認を得た上でそれぞれの種別における会員となる。

- 2 準会員は、別に定める入会申込書を当法人に提出し、理事会への報告をもってそれぞれの種別における会員となる。

第5条 (承認)

当法人は、入会申込者が次の各号に該当する場合、入会を認めない場合がある。

- 1) 正会員としての入会を希望したもののうち、理事会の決議にて承認を得られない場合。
- 2) 入会申込書に偽名を含む虚偽の事項を記載した場合。
- 3) 入会申込者が本規約に反する恐れのある場合。
- 4) その他、各号に準ずる場合で当法人が入会を適当でないと判断した場合。

第6条 (会費)

会費は以下に定めるとおりとする。

- 1) 企業会員：入会金 10万円 年会費 12万円
但し、理事は48万円を年会費として納めるものとする。
- 2) 賛助会員：入会金 10万円 年会費 1口12万円として4口以上
- 3) 一般会員：入会金 10万円 年会費 12万円

- 但し、個人として一般会員になろうとするものは入会金を免除し、年会費を6千円とする。
- 2 会費は年会費制とし、当法人発行の請求書により、一括で振り込むものとする。
 - 3 会員が既に納めた会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。
 - 4 解散を実施する事業年度の会費は、これを免除する。

第7条（有効期間）

会員有効期限は次の各号に定める。

- 1) 会員資格有効期限は入会日より起算して1年間とする。
- 2) 会員資格有効期限の起算日は当法人が入会を承認した日とする。

第8条（変更届）

会員は、その氏名、名称、住所、電話番号、電子メールアドレス等に関する事項に変更があったときは、速やかにその旨を一般社団法人こども未来教育協議会の事務局に通知する必要がある。

- 2 前項の規定による変更通知の不在によって、当法人からの会員への通知、連絡、書類等が遅延または不達になったとしても、当法人はその責を負わないものとする。

第9条（退会）

正会員、準会員は当法人所定の手続きにより当法人を退会することができる。但し、未払いの会費等がある場合には、会員は退会後も当法人に対する未払い分の支払いを免れないものとする。

第10条（会員資格の停止・解除）

当法人は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の議決をもって当該会員に対し事前に通知及び勧告することなく、当該会員の資格を停止又は解除することがある。

- 1) 会費の支払い義務を2カ月以上履行しなかったとき
- 2) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき。
- 3) 当法人、他の会員または第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害した場合。
- 4) 当法人、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき。
- 5) 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
- 6) 当法人の名誉と信用を失墜させる行為があったとき。
- 7) 本規約に違反したとき。
- 8) その他、当法人が会員として不適当と判断したとき。

第3章 権利及び免責・損害賠償

第11条（措置）

会員資格有効期限が過ぎ、当法人からの通知後も当法人が当該会員の更新の意思及び会費の払込みを確認できず、会員資格の更新がなされない場合またはその他の事由によって当該会員の会員資格が失われた場合は、会員の権利の行使を停止し、当法人に対し債務があった場合は速やかに精算することとする。

第12条（商号及び商標の使用）

当法人が定めた商号及び商標等を利用する場合は理事会の承認を得る必要がある。

第13条（禁止行為）

会員は無断で当法人の名称及び会員名簿等、またその活動主旨・活動内容を利用して、個人や

他の特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行ってはならない。

第 14 条 （知的財産の帰属）

当法人が保有するすべての著作物、ノウハウ、アイデア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は当法人に帰属する。

第 15 条 （既定の効力の及び範囲）

退会もしくは会員資格が停止または解除された場合でも第 13 条、第 14 条は継続される。

第 16 条 （損害補償）

会員が本規約に反した場合またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は当法人が受けた損害を当法人に賠償することとする。

第 17 条 （免責）

当法人は、会員に提供するサービスの利用により発生した会員の損害等に対し、当法人の故意または重過失による場合を除き、いかなる理由によっても損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとする。

第 18 条 （準拠法）

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとする。

附則

本規則は、2024 年 3 月 1 日から施行する。

本規則は、2026 年 8 月 25 日から改訂施行する。